

会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 9 号

会計年度任用職員の給与等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成 31 年岩手県条例第 6 号。以下「条例」という。）の規定により、会計年度任用職員（条例第 1 条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の給料その他の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び給料の基準)

第 2 条 条例第 3 条に規定する人事委員会規則で定める基準は、同種の職務を行う一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号。以下「給与等条例」という。）の適用を受ける職員（以下「給与条例等適用職員」という。）であつて常勤である職員が適用される給料表（以下「適用給料表」という。）の職務の級の 1 号給（学歴免許等の資格及び経験年数を有する者にあつては、給与条例等適用職員の例により調整した号給）に定める額（別表第 1 の左欄に掲げる適用給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を超える場合は、当該額）（以下この条において「基礎額」という。）を基礎とし、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額により定められる条例第 3 条に規定する報酬（以下「月額基本報酬」という。） 基礎額に 1 週間当たりの正規の勤務時間数を乗じて得た額を 38.75 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 日額により定められる条例第 3 条に規定する報酬（以下「日額基本報酬」という。） 基礎額を 21 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 時間額により定められる条例第 3 条に規定する報酬（以下「時間額基本報酬」という。） 基礎額を 162.75 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 条例第 18 条に規定する人事委員会規則で定める基準は、基礎額とする。

3 報酬又は給料の額について、前 2 項の規定により難い特別の事情があると認められる場合は、前 2 項の規定にかかわらず、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員にあつては、県教育委員会。以下「任命権者等」という。）は、人事委員会の承認を得て定めることができる。

(初任給調整手当に相当する報酬)

第 3 条 条例第 4 条に規定する人事委員会規則で定める第 1 号会計年度任用職員は、初任給調整手当に関する規則（昭和 36 年岩手県人事委員会規則第 18 号。以下「初任給調整手当規則」という。）第 3 条及び第 4 条に規定する職員の例による。

2 条例第 4 条に規定する人事委員会規則で定める額は、初任給調整手当規則第 6 条及び別表の規定の例により、同表に定める額（以下この項において「基礎額」という。）を基礎とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、初任給調整手当規則第 6 条第 1 項前段及び別表備考 1 中「採用」とあるのは、「最初の採用」と読み替えるものとする。

- (1) 月額基本報酬を受ける第 1 号会計年度任用職員（条例第 2 条第 1 項に規定する第 1 号会計年度任用職員をいう。以下同じ。） 基礎額に 1 週間当たりの正規の勤務時間数を乗じて得た額を 38.75 で除して得た額
- (2) 日額基本報酬を受ける第 1 号会計年度任用職員 基礎額を 21 で除して得た額
- (3) 時間額基本報酬を受ける第 1 号会計年度任用職員 基礎額を 162.75 で除して得た額

3 前 2 項に定めるもののほか、初任給調整手当に相当する報酬の支給の終了その他の取扱いについては、初任給調整手当規則の例による。

4 第2項後段の規定は、第2号会計年度任用職員（条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員をいう。以下同じ。）について準用する。

（地域手当に相当する報酬）

第4条 条例第6条に規定する人事委員会規則で定める第1号会計年度任用職員は、医療業務又はこれに準ずる業務に従事する医師又は歯科医師である第1号会計年度任用職員とする。

（特殊勤務手当に相当する報酬）

第5条 条例第7条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬は、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号。以下「特殊勤務手当規則」という。）の例により算定して得た額とする。

2 前項の場合において、特殊勤務手当に相当する報酬がその例によることとされる特殊勤務手当規則の規定に月額で定められているものであって定率の支給割合により定められているものについては、これらの規定中「給料月額」とあるのは、月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「月額基本報酬の額」と、日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「日額基本報酬の額」と、時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「時間額基本報酬の額」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、特殊勤務手当に相当する報酬がその例によることとされる特殊勤務手当規則の規定に月額で定められているものであって前項に規定するもの以外のものについては、第1項の規定により算定して得た額（以下この項において「基礎額」という。）を基礎とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 基礎額に1週間当たりの正規の勤務時間数を乗じて得た額を38.75で除して得た額

（2） 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 勤務1日につき基礎額を21で除して得た額

（3） 時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 勤務1時間につき基礎額を162.75で除して得た額

（特地勤務手当に相当する報酬）

第6条 条例第8条に規定する特地勤務手当に相当する報酬は、特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号。以下「特地勤務手当等規則」という。）第3条及び第3条の2の規定の例により算定して得た額とする。この場合において、特地勤務手当等規則第3条第2項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「月額基本報酬の額」と、日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「日額基本報酬の額」と、時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「時間額基本報酬の額」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員の特地勤務手当に相当する報酬については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により算定して得られる額を162.75で除して得た額に特地勤務公署において勤務する時間数を乗じて得た額

（2） 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により算定して得られる額を7.75で除して得た額に特地勤務公署において勤務する時間数を乗じて得た額

第7条 条例第9条に規定する特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬は、特地勤務手当等規則第4条及び第5条の規定の例により算定して得た額とする。この場合において、特地勤務手当等規則第4条第2項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「月額基本報酬の額」と、日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「日額基本報酬の額」と、時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「時間額基本報酬の額」と読み替えるものとする。

（へき地手当に相当する報酬）

第8条 条例第10条に規定するへき地手当に相当する報酬は、へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号。以下「へき地手当等規則」という。）第3条の規定の例により算定して得た額とする。この場合において、へき地手当等規則第3条中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「月額基

本報酬の額」と、日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「日額基本報酬の額」と、時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「時間額基本報酬の額」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、月額基本報酬又は日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員のへき地手当に相当する報酬については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により得られる額を162.75で除して得た額にへき地学校等において勤務する時間数を乗じて得た額

(2) 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 前項の規定により得られる額を7.75で除して得た額にへき地学校等において勤務する時間数を乗じて得た額

第9条 条例第11条に規定するへき地手当に準ずる手当に相当する報酬は、へき地手当等規則第4条及び第5条の規定の例により算定して得た額とする。この場合において、へき地手当等規則第4条第2項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「月額基本報酬の額」と、日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「日額基本報酬の額」と、時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員については「時間額基本報酬の額」と読み替えるものとする。

(その他の特地勤務手当に相当する報酬等の取扱い)

第10条 第6条から前条までに規定するもののほか、特地勤務手当に相当する報酬又は特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬を支給しない場合その他の特地勤務手当に相当する報酬及び特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬並びにへき地手当に相当する報酬及びへき地手当に準ずる手当に相当する報酬の取扱いについては、特地勤務手当等規則及びへき地手当等規則の例による。

(超過勤務手当に相当する報酬)

第11条 条例第12条第1項に規定する人事委員会規則で定める割合は、職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号。以下「支給規則」という。)第24条の2第1項の規定の例による。

2 条例第12条第6項に規定する人事委員会規則で定める割合は、支給規則第24条の2第2項の規定の例による。

(休日給に相当する報酬)

第12条 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める日は、休日給の支給される日の特例に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第2号)第2条の規定の例による。

2 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める割合は、支給規則第24条の2第3項の規定の例による。

(宿日直手当に相当する報酬)

第13条 条例第14条第1項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う第1号会計年度任用職員は、宿日直手当に関する規則(昭和36年岩手県人事委員会規則第22号。以下「宿日直規則」という。)第2条に規定する職員の例による。

2 条例第14条第1項に規定する人事委員会規則で定める額は、宿日直勤務1回につき、宿日直規則第3条第1項及び別表第1の規定の例による。

(勤務1時間当たりの報酬)

第14条 条例第16条及び第17条第2項に規定する人事委員会規則で定める勤務1時間当たりの報酬額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の月額(月額基本報酬、初任給調整手当に相当する報酬、地域手当に相当する報酬、特殊勤務手当に相当する報酬(月額で定められているものに限る。))、特地勤務手当に相当する報酬、特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬、へき地手当に相当する報酬及びへき地手当に準ずる手当に相当する報酬の合計額)に12を乗じ、その額を当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た時間から7時間45分にその者の1週間当たりの勤務時間数を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た時間数に当該年度における国民の祝日に関

する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た額を減じた時間数で除して得た額とする。

(2) 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 日額基本報酬を7.75で除して得た額
(期末手当)

第15条 条例第20条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 任用期間（基準日（条例第20条第1項前段に規定する基準日をいう。以下同じ。）の属する会計年度内の任用期間に限る。）が6月に満たない者
- (2) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分に満たない者
- (3) その他任命権者等が人事委員会の承認を得て定める者

第16条 条例第20条第1項に規定する人事委員会で定める日は、支給規則第25条の規定の例による。

第17条 条例第20条第1項後段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）第3条各号に掲げる職員の例による。

第18条 条例第20条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（人事委員会が別に定める期間に限る。）とする。

2 前項の期間の算定については、期末手当等規則第6条第2項（期末手当等規則第7条第2項において準用する場合を含む。）の例による。

第19条 条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める期末手当基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の月額（月額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。）
- (2) 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の日額（日額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。）に任用期間（基準日前6箇月の間に限る。）における1月当たりの平均勤務日数を乗じて得た額
- (3) 時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の時間額（時間額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。）に任用期間（基準日前6箇月の間に限る。）における1月当たりの平均勤務時間数を乗じて得た額
- (4) 第2号会計年度任用職員 給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
(一時差止処分に係る在職期間)

第20条 条例第21条及び第22条に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。
(その他の期末手当の取扱い)

第21条 第15条から前条までに定めるもののほか、期末手当の一時差止処分にに関する手続その他の期末手当の取扱いについては、期末手当等規則第7条の3から第7条の8までの規定の例による。

(報酬の支給日)

第22条 条例第23条第2項に規定する人事委員会規則で定める日は、翌月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日とする。

(その他の給与の支給の取扱い)

第23条 第11条、第12条、第16条及び前条に定めるもののほか、口座振込みその他の給与の支給の取扱いについては、支給規則の例による。

(年次休暇)

第24条 年次休暇は、別表第2に定める日数とする。

2 年次休暇は、次の会計年度に継続して任用された者について、その前の会計年度において使用しなかった日数及び時間については、当該会計年度に付与された日数を上限として、これを加えた日数を付与することができる。

(病気休暇)

第25条 病気休暇は、勤務時間等条例の適用を受ける職員（以下「勤務時間等条例適用職員」という。）の例による。

2 病気休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。

(特別休暇)

第26条 特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第13号まで、第17号、第20号及び第24号から第26号までに規定するものに限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第6号、第20号及び第24号中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第8号中「人事委員会」とあるのは「任命権者等」と読み替えるものとする。

2 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号、第5号、第7号、第14号から第16号まで、第18号、第19号、第21号及び第22号に規定するものについて、任命権者等が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第5号、第7号、第14号、第15号、第18号、第19号及び第22号中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第5号、第14号及び第15号中「一の年」とあるのは「一の会計年度」と読み替えるものとする。

3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号から第5号まで、第7号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。

(介護休暇)

第27条 介護休暇は、会計年度任用職員（任命権者等が定める者に限る。次条において同じ。）が要介護者の介護をするため、任命権者等が、人事委員会の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間)

第28条 介護時間は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間（1日の正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(その他の休暇の取扱い)

第29条 第24条から前条までに定めるもののほか、休暇の単位その他の休暇の取扱いについては、勤務時間等規則第9条から第21条の規定の例による。

(雑則)

第30条 この規則に定める事項で特別の事情がある場合は、任命権者等は人事委員会の承認を得て、この規則の規定と異なる取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(期末手当等規則の一部改正)

2 期末手当等規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当に係る在職期間)	(期末手当に係る在職期間)

第6条 [略]	第6条 [略]
2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 。 (1) [略] (2) <u>給与条例第42条の適用を受ける職員（別に定める職員を除く。）として在職した期間については、その全期間</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略]	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 。 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条第1項</u> の規定により岩手県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。	(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条</u> の規定により岩手県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部分休業の承認) 第18条 [略] 2 育児休業条例第20条第3項の人事委員会規則で定める場合及び人事委員会規則で定める時間は、非常勤職員が、 <u>勤務時間等条例第19条</u> の規定に基づき任命権者が定める介護時間又は勤務時間等規則第12条第13号の休暇に相当する休暇を承認されている場合及び当該介護時間又は当該休暇の時間とする。 。	(部分休業の承認) 第18条 [略] 2 育児休業条例第20条第3項の人事委員会規則で定める場合及び人事委員会規則で定める時間は、非常勤職員が、 <u>会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）第28条</u> の規定に基づき任命権者が定める介護時間又は勤務時間等規則第12条第13号の休暇に相当する休暇を承認されている場合及び当該介護時間又は当該休暇の時間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(勤務時間等規則の一部改正)

5 勤務時間等規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間の割振り等についての別段の定め)	(勤務時間の割振り等についての別段の定め)

<p>第22条 [略]</p> <p><u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する基準)</u></p> <p>第23条 勤務時間等条例第19条の非常勤職員の勤務時間は、1週間について、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内とする。</p> <p>2 前項の非常勤職員のうち、勤務の特殊性又は当該公署の必要により、同項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とするものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員の勤務時間は、同項の規定にかかわらず、週35時間の範囲内で任命権者が別に定めるものとする。</p> <p>3 前2項の非常勤職員の休暇の種類は、常勤職員に適用される休暇の種類の種類範囲内とする。</p>	<p>第22条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>の規定により岩手県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者又は任命権者の要請に応じて退職し引き続き独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人に採用されていた者（国家公務員を除く。）であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>の規定により岩手県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者又は任命権者の要請に応じて退職し引き続き独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人に採用されていた者（国家公務員を除く。）であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1（第2条関係）

適用給料表	額
医療職給料表(2)又は給与等条例に定める医療職給料表	当該給料表の2級における最高の号給の給料月額額
医療職給料表(3)	当該給料表の2級における最高の号給の給料月額額
上記以外の給料表	当該各給料表の1級における最高の号給の給料月額額

別表第2（第24条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
任用期間における勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続任用の日	10日	7日	5日	3日	1日
勤務年数					
1年	11日	8日	6日	4日	2日
2年	12日	9日	6日	4日	2日

3年	14日	10日	8日	5日	2日
4年	16日	12日	9日	6日	3日
5年	18日	13日	10日	6日	3日
6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考1 年次休暇の日数は、1週間の勤務日の日数が定められている会計年度任用職員にあっては本表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては本表の中欄に掲げる任用期間における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ本表の下欄に掲げる継続勤務年数の区分ごとに定める日数とする。ただし、1週間の勤務日が4日以内とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものについては、本表上欄に掲げる5日以上の区分に定める日数とする。

2 任用の日における継続勤務年数に1年未満の端数がある場合は、当該端数を1年とみなして継続勤務年数を算定する

。